

県からの説明を求めたいこととして 構成員からご意見のあった事項

介護支援課

第2回懇話会で県に説明を求めたいこと

分類	構成員名	意見・要望の要旨
介護人材の確保	渋谷構成員	介護のイメージアップを目指した諸活動の記載があったが、どのような効果を感じているか伺いたい。
在宅死亡率	今井構成員	第8期での在宅死亡率などの統計を教えてください（施設を含まず（特養・グループホーム・介護付き）で家で亡くなった件数など）。 家で最後を迎えた方のデータなどにに基づき今後の地域圏域の医療介護のあり方などを検討していただきたい。
生活支援コーディネーター	今井構成員	各圏域での活動内容（比較が出来てモデルになり得る活動など）を可視化したものを教えていただきたい。 第1層・2層のコーディネーターの委託法人など含め実績の確認ができるものがあれば教えていただきたい。
介護給付など対象サービスの充実・強化 (資料2 P.5)	伝田構成員	在宅介護の方向性で、比較的新しいサービスに力を入れるようだが、一番ボリュームのある既存のデイサービスの強化する、底上げなどをする方が、量が多いだけに効果はあるのではないか。
伴走型支援 (資料3 P.21)	伝田構成員	どのような事例や量的なものが行われているのか。課題になっているものはなにか。
その他 高齢者実態調査	松本構成員	高齢者実態調査の結果については、そこから貴重な情報や意見が見えてきましたが、計画以外にどのように活用しているのか、活用していく予定を含めて教えてください。

「介護のイメージアップの効果」について

介護のイメージアップについては、入職促進のための事業や、介護職員の処遇改善について総合的に推進。介護職員数が増加傾向にあることから、一定の効果が出ているものと考えているが、職員数の増加は様々な要因からなるものであることから、引き続き介護のイメージアップに係る取組を推進。

入職促進（抜粋）

●介護のイメージアップ

○福祉職場のPR

- ・福祉施設職員等を講師に、**中学・高校等で訪問講座を開催**
- ・福祉・介護の仕事の魅力を伝えるため、**啓発ツールを作成し県内の学校等へ配付**
- ・介護技術コンテスト等のイベントの開催

○福祉の職場体験

- ・業務見学、作業補助、介護体験等

○福祉事業所の認証評価制度の運用

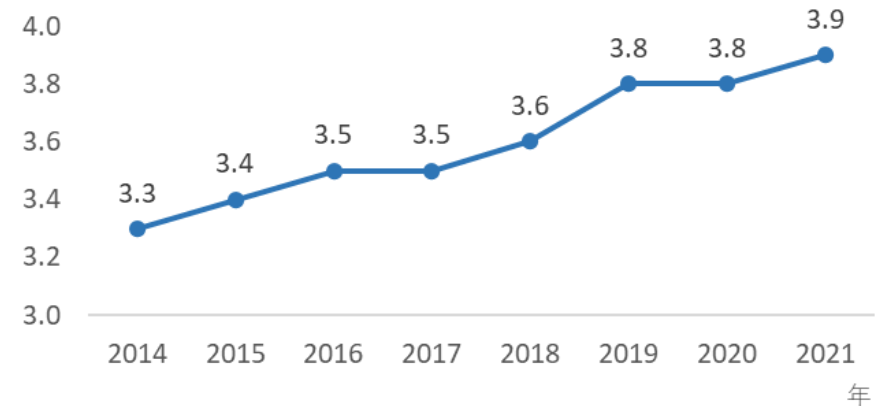
- ・キャリアパス構築や人材育成等の取組が一定以上の事業者を認証・評価し情報を発信

○介護福祉士養成施設の入学者増加への支援

- ・養成施設のPR費用や留学生の日本語学習経費等に助成

万人

介護職員数



出典：介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省)

「福祉を学ぼう」訪問講座の開催

訪問先	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	件数	回数	人数	うち 保護者	件数	回数	人数	うち 保護者	件数	回数	人数	うち 保護者
小学校	6	8	917	150	17	23	2,413	327	16	18	2,554	660
中学校	10	12	1,082	0	16	23	1,907	10	15	15	2,532	507
高校	15	30	1,043	0	12	22	519	2	16	27	1,516	0
大学	1	1	31	0	1	1	26	0	1	1	31	0
短大	1	1	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専門	1	2	30	0	1	1	21	3	3	4	104	0
企業	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	6	0
その他	1	1	30	0	3	3	57	18	1	1	30	0
合計	35	55	3,162	150	50	73	4,943	360	53	67	6,773	1,167

啓発ツールの作成・配布

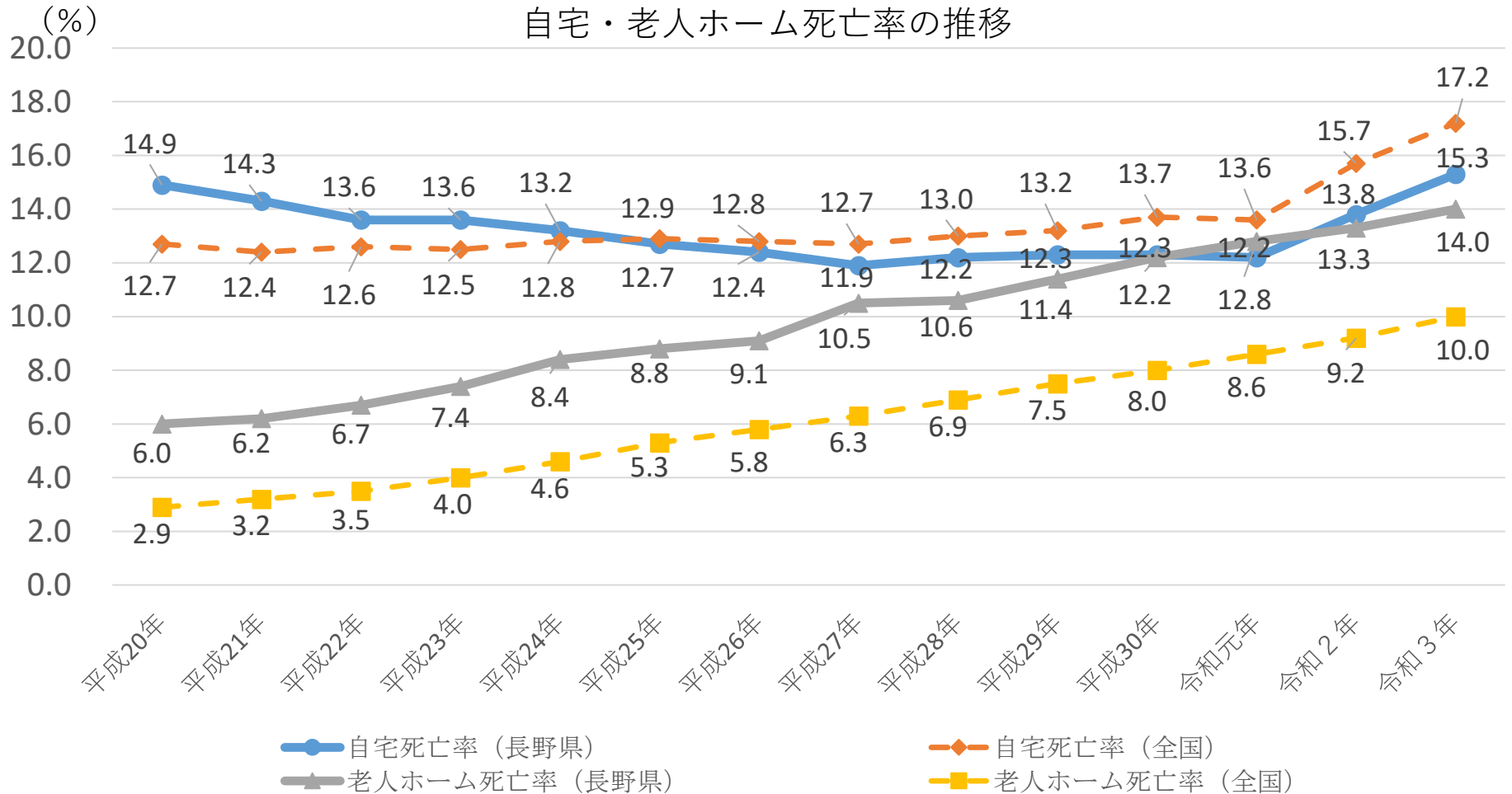


配布先	配布冊数
小学校	15,866
中学校	7,328
義務教育学校	184
高等学校	4,821
合計	28,199

長野県の自宅等死亡率について

長野県の自宅等死亡率は以下のとおり

- ・自宅※における死亡率は全国と比較して低い割合で推移
- ・老人ホーム※における死亡率は全国と比較して高い割合で推移



出典：人口動態統計（厚生労働省）

定義：【自宅】自宅の他、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む。

【老人ホーム】養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいう。

生活支援コーディネーターの取組及び配置状況について

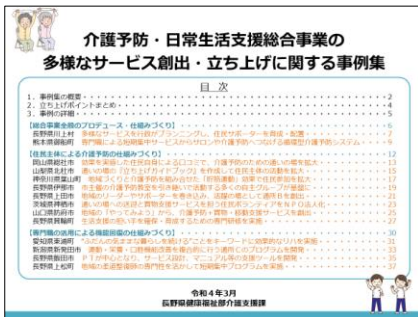
生活支援コーディネーターとして、県内で300名を超える多くの方が配置され取組を行っている。
県では、活動内容の可視化や、取組の普及展開のため、

- ・令和3年に「介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービス創出・立ち上げに関する事例集」、
- ・令和4年に「高齢者向けの移動サービスの創出に向けた事例集」

を作成し、生活支援コーディネーターの取組等について紹介

【県ホームページ】 <https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kensei/soshiki/soshiki/kencho/kaigo/index.html>

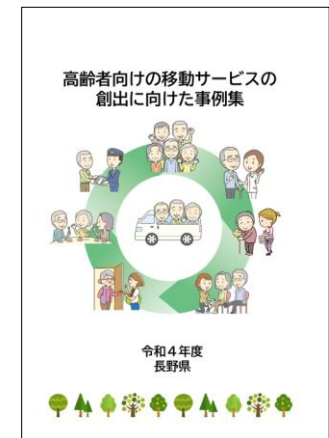
■生活支援コーディネーター(SC)の取組



- 1 「介護予防・日常生活総合事業の多様なサービス創出・立ち上げに関する事例集」より
上田市の例：地域のリーダーやサポーターを巻き込み、活躍の場として通所Bを創出
⇒課題意識を持ってサロン活動等を自主的に行っている人たちやサポーター養成講座の参加者から「何かしたい」「活動の場がほしい」と感じている人をスカウトし、通所Bの活動に繋げている。

2 「高齢者向けの移動サービスの創出に向けた事例集」より

喬木村の例：生活支援と一体的に提供される買い物等の付添支援
⇒SCが「利用者」と協力会員である「生活支援サポーター」とをコーディネート。
利用者とは生活支援サポーターとのつながりもでき、地域での支え合い・交流のきっかけ作りになっている。



■生活支援コーディネーターの配置状況(令和5年4月現在)

第一層配置市町村	第一層配置人数	第二層配置市町村	第二層配置人数
73市町村	111名	34市町村	215名

基本指針の構成について

構成等の見直し案

※見直しの方向性のページ番号は参考資料2のページに対応。

- 介護保険事業運営に当たっての留意事項
- 計画において具体の記載又は作業を要する内容
- 項目の新設、変更、削除

基本的事項	見直しの方向性
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
一 地域包括ケアシステムの基本的理念 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■項目名を「地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現」に変更。(P3) ●地域共生社会の実現が地域包括ケアシステムの目指す方向であることを追記。(P4) ●医療・介護の連携の強化、医療・介護情報基盤の整備により地域包括ケアシステムの一層の推進を図ることを追記。(P4) ※ 医療・介護情報基盤の整備に関する法改正の施行日は、法律公布後4年以内に政令で定める日。 ●高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進する重要な取組として、介護サービスの提供時間中に適切に行われる有償ボランティアなどの社会参加活動等について追記。(P4)
2 介護給付等対象サービスの充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの更なる普及について追記。(P6) ●居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備を推進する重要性について追記。(P6)
3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備 4 日常生活を支援する体制の整備 5 高齢者の住まいの安定的な確保	<ul style="list-style-type: none"> ●特別養護老人ホーム等の介護保険施設における医療ニーズの適切な対応の重要性について追記。(P6) ●特別養護老人ホームについて、特例入所も含め、地域の実情を踏まえた適切な運用を図ることの重要性について追記。(P6) ●かかりつけ医機能報告等も踏まえた協議の結果を考慮した医療・介護連携の強化について追記。(P7) ※ かかりつけ医機能の確保に関する法改正の施行日は、令和7年4月1日。 ●PDCAサイクルに沿った事業展開を行えるよう、地域包括ケア「見える化」システムを周知すること等の重要性について追記。(P7) ●地域共生社会の実現の観点からも、多様な主体によるサービスを含めた総合事業の普及・充実化について、第9期介護保険事業計画期間中に集中的に取り組むことが重要である旨追記。(P7) ●地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の確保の一体的な支援の重要性について追記。(P8)

介護保険制度の見直しに関する意見（概要）①

（令和4年12月20日 社会保障審議会介護保険部会）

- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて、質の高い医療・介護を効率的に提供するための基盤整備が必要。
- 次期計画期間中に2025年を迎えるが、今後、85歳以上人口の割合が上昇し、サービス需要や給付費は増加する一方、生産年齢人口は急減。地域ニーズに対応したサービス等基盤の整備や、人材確保、保険制度の持続可能性の確保に向けた早急な対応が必要。
- 社会環境の変化の中でも、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する所で安心して生活できる社会を実現する必要。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 生活を支える介護サービス等の基盤の整備

○地域の実情に応じた介護サービスの基盤整備

- ・長期的な介護ニーズの見通しや必要な介護職員数を踏まえ計画を策定。その際、既存施設・事業所の今後のあり方も含め検討

○在宅サービスの基盤整備

- ・複数の在宅サービス（訪問や通所など）を組み合わせる複合型サービスの類型の新設を検討
- ・看護小規模多機能型居宅介護のサービスの明確化など、看護小規模多機能型居宅介護等の更なる普及方策について検討

○ケアマネジメントの質の向上

- ・質の向上・人材確保の観点から第9期を通じて包括的な方策を検討
- ・適切なケアマネジメント手法の更なる普及・定着
- ・ケアプラン情報の利活用を通じた質の向上
- ・質の高い主任ケアマネジャーを養成する環境の整備、業務効率化等の取組も含めた働く環境の改善

○医療・介護連携等

- ・医療計画と介護保険事業（支援）計画との整合性の確保
- ・地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- ・かかりつけ医機能の検討状況を踏まえ、必要な対応

○施設サービス等の基盤整備

- ・特養における特例入所の運用実態を把握の上、改めて、その趣旨の明確化を図るなど、地域の実情を踏まえ適切に運用

○住まいと生活の一体的支援

- ・モデル事業の結果等を踏まえ、住宅分野や福祉分野等の施策との連携や役割分担のあり方も含め引き続き検討

○介護情報利活用の推進

- ・自治体・利用者・介護事業者・医療機関等が、介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備するため、介護情報等の収集・提供等に係る事業を地域支援事業に位置づける方向で、自治体等の関係者の意見も十分に踏まえながら検討

○科学的介護の推進

- ・LIFEのフィードバックの改善や収集項目の精査を検討

2. 様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現

○総合事業の多様なサービスの在り方

- ・実施状況・効果等について検証を実施
- ・第9期を通じて充実化のための包括的な方策を検討。その際、地域の受け皿整備のため、生活支援体制整備事業を一層促進。また、多様なサービスをケアプラン作成時に適切に選択できる仕組みの検討

○通いの場、一般介護予防事業

- ・多様な機能を有する場として発展させるため、各地域の状況や課題毎に活用・参照しやすいよう情報提供。専門職の関与を推進

○認知症施策の推進

- ・認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進

○地域包括支援センターの体制整備等

- ・家族介護者支援等の充実に向け、センターの総合相談支援機能の活用、センター以外の各種取組との連携
- ・センターの業務負担軽減のため、
 - 介護予防支援の指定対象を居宅介護支援事業所に拡大
 - 総合相談支援業務におけるランチ等の活用推進。市町村からの業務の部分委託を可能とする等の見直し
 - 3職種配置は原則としつつ、職員配置の柔軟化

3. 保険者機能の強化

○保険者機能強化推進交付金等

- ・評価指標の見直し・縮減とアウトカムに関する指標の充実

○給付適正化・地域差分析

- ・給付適正化主要5事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

○要介護認定

- ・より多くの保険者が審査の簡素化に取り組むよう、簡素化事例の収集・周知。今後、ICTやAIの活用に向けて検討
- ・コロナの感染状況を踏まえ、ICTを活用して認定審査会を実施できるとする取扱いについて、コロナの感染状況を問わず継続

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方向性
二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項	二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項	
1 日常生活圏域	1 老人福祉圏域	
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>○地域密着型サービスについて、指定の事前同意等による広域利用等に係る検討について記載。 【市(P38)】</p> <p>○様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう既存資源等を活用した複合型サービスの整備について追記。 【市(P39)・県(P79)】</p> </div>
(一)各年度における介護給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み		<p>○訪問リハビリテーションの更なる普及や、介護老人保健施設による在宅療養支援機能の充実を図ることが重要であることを追記。【市(P39)・県(P79)】</p> <p>○特養のサービス見込み量について、特例入所も含め地域の実情を踏まえた適切な運用を前提とする設定が適当である旨を追記。【市(P39)・県(P79)】</p> <p>○小規模特養のあり方を議論するなどして、地域における必要な介護サービス提供が継続されるよう必要な取組を進めていくことが重要であることを追記。 【市(P39)・県(P79)】</p> <p>○混合型特定施設入居者生活介護に係る推定入居定員の算出について、柔軟に設定可能である旨を追記。【県(P79)】</p> <p>○療養病床から介護施設等への転換に係る総量規制の適用除外に関する記載を削除。 【市(P40)・県(P80)】</p> <p>○在宅医療の整備状況や整備目標を踏まえてサービス量を見込むことについて追記。【市(P40)・県(P80)】</p>
(二)各年度における予防給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み		
3 各年度における地域支援事業の量の見込み		
(一)総合事業の量の見込み		<p>○総合事業において、リハビリテーションの理念等を踏まえ、より質の高い取組が推進されるよう、関係団体・関係機関等を含めた協議の場において、医療や介護の専門職の関与等に関する検討を行うことについて記載。【市(P42)】</p> <p>○新型コロナウイルスの流行により低下した通いの場への参加率を向上させる旨を記載。【市(P42)】</p>

長野県 地域包括ケア体制構築支援関連事業の一例

県では、市町村ごとに異なる状況に対する支援として、有識者派遣や伴走型の支援など、より個別具体的な支援策に重点を置いて市町村支援を実施している。

第1回第9期長野県 高齢者プラン策定懇話会資料	資料3
令和5年8月9日	

モデル事業・事業補助

- ・ 中山間地域介護サービス提供体制確保モデル事業
- ・ 24時間在宅ケアサービス推進事業

有識者派遣

- ・ 地域ケア会議サポート事業

全体研修・把握事業

- ・ 地域包括ケア推進研修事業
- ・ 多職種連携等研究事業
- ・ 宅幼老所機能強化事業
- ・ 入退院時ケアマネジメント推進事業
- ・ 介護予防市町村等研修会
- ・ 介護予防ケアマネジメント研修事業
- ・ 介護予防リハビリ専門職育成事業
- ・ 生活支援コーディネーター養成研修事業
- ・ 地域包括ケア体制構築状況「可視化」事業

平成29年度

モデル事業・事業補助

- ・ 中山間地域介護サービス確保対策事業
- ・ 地域包括ケア見える化マップ作成モデル事業
- ・ 介護予防市町村モデル事業
- ・ 介護予防（フレイル）推進モデル事業

全体研修・把握事業

- ・ 地域包括ケア推進研修事業
- ・ 在宅医療・介護連携推進支援事業
- ・ 宅幼老所機能強化事業
- ・ 介護予防ケアマネジメント研修事業
- ・ 地域包括ケア体制構築状況見える化事業
- ・ 介護予防リハビリ専門職育成事業
- ・ 介護予防等推進研修事業

有識者派遣

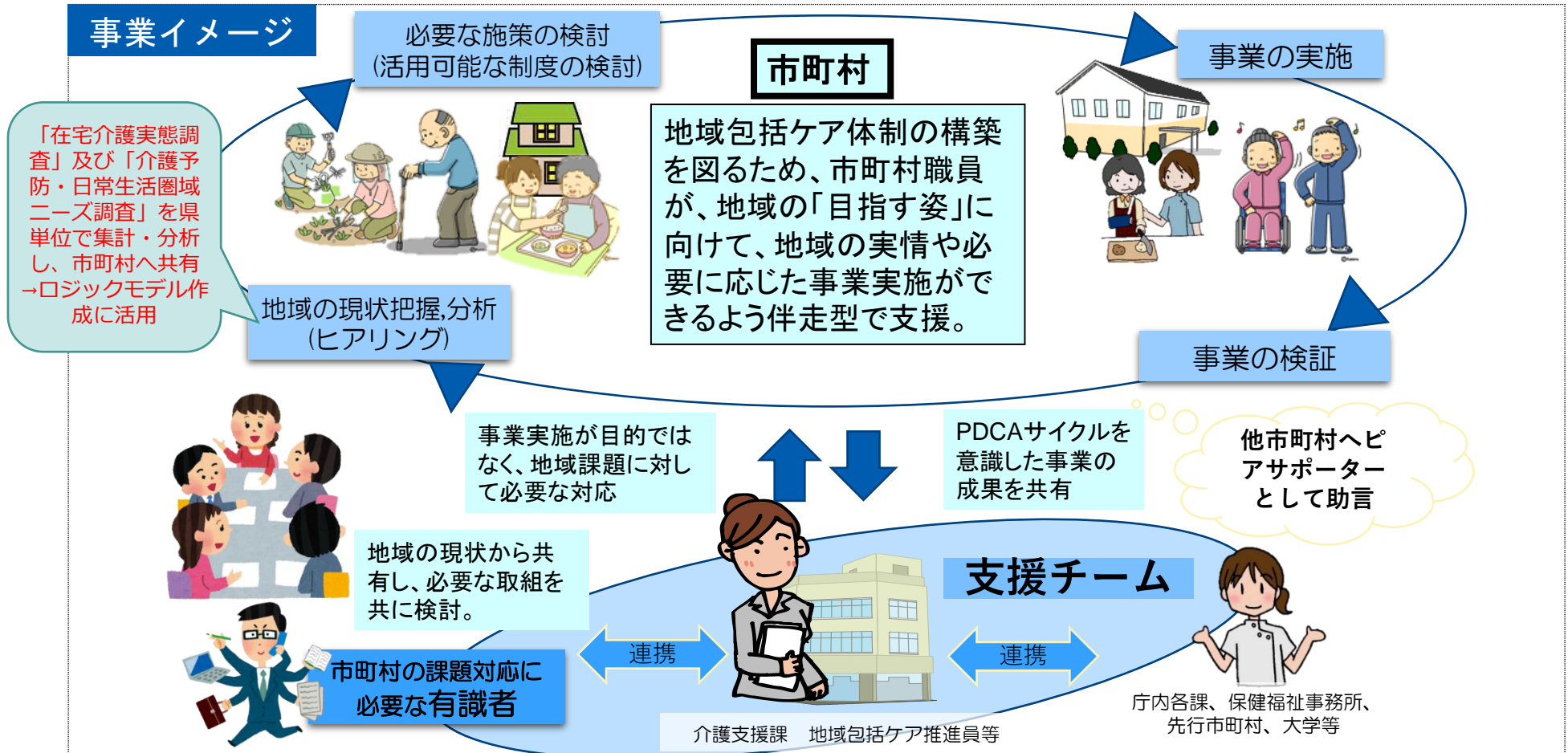
- ・ 24時間在宅ケアサービス等推進事業
- ・ 移動支援サービス構築アドバイザー派遣
- ・ 地域ケア会議サポート事業
- ・ 住民主体の通いの場等推進支援事業

伴走型支援

- ・ 地域包括ケア市町村伴走型支援事業

令和4年度

市町村で地域包括ケア体制構築状況に差があり支援すべき内容が一律ではないこと、地域の実情が把握できておらず、地域包括ケア体制構築をどのように進めていけばよいか戸惑う市町村があることから、自治体の状況に応じた個別・具体的な支援が必要として、令和元年度から管内市町村への伴走型支援事業を実施。



県職員は市町村業務を行うのではなく、当該地域の地域包括ケア体制の構築に必要な専門職や有識者と連携しながら総合的に支援する。

伴走型支援事業における支援市町村数及び支援期間など

令和元年度から、これまでに、13市町村に対して支援を実施
支援期間についても、各市町村の状況に応じて設定している。

各市町村の支援期間

市町村	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
南箕輪村	→	→	→		
筑北村	→				
栄村	→				
長和町		→			
小川村		→	→		
朝日村			→		
中川村			→		
立科町			→	→	
南牧村				→	
中野市				→	
飯田市					→
上松町					→
上田市					→

(一例)自治体への伴走型支援内容

【課題】

生活支援体制整備事業：第1層協議体活動の意欲低下

【伴走支援で実施した内容】

- ・ 他自治体への視察
- ・ 有識者による講演会の開催
- ・ 県立大学専門家を交え、関係者によるデータ分析勉強会の開催

【伴走支援を受けての変化】

- ・ 有識者による講演会やグループワークを通して、再び「俺たちが動き出そう！」と主体的に活動し始めた。その後、3つのグループで活動を開始している。
- ・ 関係者同士の関係が希薄だったが、講演会后、自治体と関係機関と話合いの場をもち、現在、定期的に話合いの機会を設けている。
- ・ データ分析勉強会后、すでにあるデータを担当保健師がレーダーチャート化し、関係者との話合いの中でも活用している。
- ・ 同規模自治体と情報交換や視察を行い、担当者同士で励まし合える関係性ができた。

長野県 高齢者生活・介護に関する実態調査等について

- 長野県では、本来は介護保険事業計画策定のため保険者（市町村）単位で実施するものとされている
「在宅介護実態調査」及び「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を県単位で集計・分析

これにより、長野県高齢者プラン策定のほか、**市町村の計画策定負担軽減、県民への情報提供、比較分析による県からの市町村支援などに用い、健康寿命延伸のための施策に有効に活用**

長野県_調査実施スキーム

国	県	市町村	地域住民
①調査項目の設定 ②説明	③調査項目の設定（上乘せ） ④調査依頼 ⑨取りまとめ	⑤調査項目の設定（上乘せ） ⑥調査実施 ⑧取りまとめ、県へ	⑦回答
	※上記⑨を集計・分析 （県単位、市町村単位）	※上記⑧を集計・分析 （市町村単位）	

県単位での調査のメリット

市町村の状況把握のための「分析」は、平均及び他地域との「比較」が効果的

- 県単位での標記調査の実施で、ここからしか取り得ない県民の健康状態・生活を測るアウトカム指標
 - ・居宅高齢者の幸福感、「生きがい」を感じている高齢者の割合、
 - ・介護が必要になった主要因（疾病）、主な介護者 ・就労や社会参加への割合
 など、多数のアウトカム評価項目について、同条件での集計・分析が可能
- ※ なお、居宅要介護者に対しても「幸福感」など、ニーズ調査の項目を聴取。
- ※ また、統一した調査設計により、市町村の調査設計や集計分析の負担を軽減。

県の地域包括ケア体制の「進捗」状況が把握可能 ※アウトカム指標の比較なしには困難

- 県の全体像（平均値）をもとに、平均と自市町村との比較、県内市町村間の比較が可能
→県内市町村の位置（進捗状況）や、項目ごとの「強み」や「改善点」の把握・検討、施策推進が可能
- 統一した考え方での時系列比較が可能